

# 世田谷清掃工場建替事業説明会における ご意見・ご質問への見解・回答について



【世田谷清掃工場】

東京二十三区清掃一部事務組合(以下、清掃一組)では、世田谷清掃工場建替事業について事業説明会を開催し、区民の皆さまから貴重なご意見・ご質問をいただきました。

世田谷清掃工場建替事業の内容及び説明会でいただいた主なご意見・ご質問と、それに対する当組合の見解と回答を掲載いたします。

お問合せ先  
東京二十三区清掃一部事務組合  
建設部計画推進課  
TEL 03-6238-0912

# 世田谷清掃工場建替事業について

清掃一組では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の整備事業に取り組んでいます。世田谷清掃工場は、令和8年度から建替え予定です。

なお、今年度から準備作業として、建替計画策定に向けた調査及び環境影響評価における調査計画の作成を開始します。

## 1 施設計画規模について

施設規模 600 t / 日  
敷地面積 約30,000 m<sup>2</sup>

## 2 建替計画策定について

### (1) 計画内容

- ① 基本事項：建替事業における基本方針等
- ② 全体計画：都市計画事項の確認や煙突排ガスの条件等
- ③ 解体計画：解体対象施設等
- ④ 建設計画：施設配置や煙突の高さ等

### (2) 計画策定期間

令和3年度に調査、検討を行い、建替計画素案を作成します。その後、令和4年度に建替計画素案説明会を開催し、ご意見等をいただいた上で建替計画を策定します。

## 3 環境影響評価手続について

建替計画に基づき、工事の施工及び施設の稼働に伴う周辺環境に与える影響を予測・評価します。

### (1) 予測・評価項目

大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス等の項目を予定しています。

### (2) 現況調査

東京都環境影響評価条例に基づく予測・評価の基礎となる調査として、大気調査や交通量調査などを実施します。

### ※環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに東京都の環境影響評価審議会でも専門的立場から、その内容を審査することなどにより、事業の実施による環境への影響をできる限り少なくするための一連の手続の仕組みをいいます。

## 【事業説明会でいただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解・回答】

### 1 事業説明会の開催状況（合計参加者数 64名）

	日時	参加人数	会場
1回目	令和3年10月1日（金） 午後7時00分～午後8時25分	20名	世田谷清掃工場 見学者説明室
2回目	令和3年10月2日（土） 午前10時00分～午前11時35分	26名	
3回目	令和3年10月2日（土） 午後2時00分～午後3時27分	18名	
合計（延べ人数）		64名	-

### 2 いただいたご意見、ご質問の内訳

説明会場	21名
FAX・郵送	0名
合計（延べ人数）	21名

### 3 いただいたご意見・ご質問の概要

No.	分類	件数
1	清掃一組について	5件
2	ごみの中間処理について	5件
3	建替事業について	11件
4	建替計画について	5件
5	環境影響評価について	7件
6	環境対策について	4件
7	住民への広報について	6件
8	その他	2件
合計		45件

### 4 区民の皆さまからのご意見・ご質問とそれに対する見解・回答

事業説明会において、区民の皆さまからご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解と回答をお示しします。

(1) 清掃一組について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	東京都から区への清掃事業移管について、その理由とメリットを教えてください。	<p>23区と東京都は、長年にわたり、お互いの在り方や制度について議論を重ねており、その一環として住民に身近なサービスである清掃事業が、平成12年4月1日に東京都から区に移管されました。</p> <p>ごみの収集・運搬を区が実施するメリットとしては、高齢者へのごみ出し支援など各区の地域事情に合わせた収集ができるということが挙げられます。</p>
2	清掃一組はどういった組織なのか。また、収支はどうなっているのか。	<p>当組合は、清掃事業の移管に当たって、ごみの中間処理を23区が共同で行うため、地方自治法に基づき23区の総意により設置された特別地方公共団体です。</p> <p>歳入は各区からの分担金、事業者が出したごみの処理手数料、売電収入及び国からの補助金等です。歳出は、工場等の修繕費、薬剤購入費、工場等の建替えに係る施設整備費及び人件費等です。</p>
3	SDGsを踏まえた議論は、23区全体で行われているのか。	<p>当組合では、「基本計画・実施計画」において、SDGsの17の目標を念頭に、5つの「事業運営の取組」を定めています。</p> <p>今後も23区と連携してごみ処理の施策を進めていきます。</p>
4	23区との連携はどのように行っているのか。	<p>各区の清掃を主管する部署及び当組合の管理職からなる清掃リサイクル主管課長会及び清掃主管部長会を組織しており、定期的に情報共有を図るなど、清掃行政に関する連携を進めています。</p>
5	清掃工場に問題が発生した時の責任はどこにあるのか。	<p>清掃工場に起因する問題が発生した場合には、当組合が責任をもって対応します。</p>

## (2) ごみの中間処理について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	プラスチックごみを減らさなければいけない方向に、今世の中が向いているということに関しては、清掃一組も賛同するのか。	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に沿って、23区と連携していきます。
2	ごみを焼却する上で、現在どのような問題が生じているか。	焼却不適物の搬入による焼却炉の停止等が発生しており、適切な分別をお願いしています。
3	東日本大震災の際に、東京都はどの程度災害廃棄物を受け入れたのか。	東日本大震災で発生した宮城県女川町の災害廃棄物について、都内の清掃工場を受入処理しました。 平成23年12月に試験焼却を行った後、平成24年3月から平成25年3月まで本格処理を行い、31,428tを受け入れました。なお、当組合の清掃工場での受入量は25,411.75tでした。
4	プラスチックのリサイクルのルールが変わっていく向きがあるが、予測では考慮しているか。	当組合の一般廃棄物処理基本計画は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立前に策定したものであり、同法によるプラスチックの排出量の減量は見込んでいません。 プラスチックが他の素材に置き換わってごみとして排出される可能性もあると考えており、今後の動向を踏まえて次期一般廃棄物処理基本計画のごみ量予測に反映させていきます。
5	世田谷清掃工場の敷地内にプラスチックごみのリサイクルするための施設を設置してほしい。	当組合は23区のごみを共同処理するために設置・運営されており、現在、プラスチックのリサイクルについては、各区の事業として運営されています。

## (3) 建替事業について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	現工場を建設する際に施設規模を減らすことができた理由は何か。	23区のごみ量は平成元年度をピークに減少に転じたこと、清掃工場の整備が進んだこと、現世田谷清掃工場では灰溶融炉を併設する計画としたことなどから、施設規模を縮小しました。

2	<p>処理量を日量300tから600tへ増やす理由はなにか。</p>	<p>23 区内の清掃工場は平成初頭にしゅん工した工場が多く、今後多くの清掃工場が同時期に耐用年数を迎え、最大4工場程度の建替えが重なります。</p> <p>その際、焼却能力が不足しないよう、新しい世田谷清掃工場では施設規模を日量600tとします。</p>
3	<p>どのような理由があり、灰溶融炉を廃止するのか。</p>	<p>灰溶融炉の導入は、最終処分場の延命化を図るため清掃事業移管前から進めていました。</p> <p>しかし、灰溶融炉では焼却灰を高温で溶かして、建設資材等で利用できる溶融スラグを生成するため、処理過程のエネルギー使用量等、多額のコストが掛かることに加え、東日本大震災による電力のひっ迫への対応から、溶融処理を縮小し、セメント原料化等の他の資源化事業への取組を始めました。</p> <p>その後、スラグ利用量が想定より伸びていないことや、セメント原料化等の事業が順調に進捗していることから、溶融処理を停止することとしました。</p>
4	<p>処理量1日600tの炉を1炉建てるのか。</p>	<p>施設整備計画の基本的な考え方として、故障時等のリスク分散対策として複数炉化を検討しています。</p> <p>また、複数炉の場合は、毎年定期的なメンテナンス時において1炉ずつ交互に稼働することで焼却炉を全て停止する期間が短くなり、安定してごみを受け入れられます。</p>
5	<p>現世田谷清掃工場がほかの工場に比べ、短い期間で建て替える必要があるのはなぜか。</p> <p>また、今回また建て替えたときにどれぐらいの耐用年数があると想定しているのか。</p>	<p>世田谷清掃工場で採用しているガス化溶融炉について、全国の自治体を調査した結果、耐用年数は平均20年程度でした。</p> <p>このため、他の清掃工場の整備計画等を考慮し、稼働後18年で建て替えることとしました。</p> <p>また、当組合では計画耐用年数を25年から30年程度としており、更に延命化工事を行うことで40年程度まで耐用年数を目標とします。</p>

6	<p>一般的に、焼却炉に比べ建築物の寿命は長いのに焼却炉に合わせて建築物まで建て替えるのは無駄ではないか。</p>	<p>当組合でも「プラント更新」といって建築物を生かし、焼却炉だけを更新した実績があります。プラント更新には費用や工期などの面ではメリットがありましたが、既存の建物と新しい焼却炉で形状が合わず、作業性が損なわれるなどのデメリットもありました。</p> <p>また、建築基準法等も時代に応じて耐震性を強く求められるようになってきています。そのため、焼却炉の更新に合わせて建替えをするという手法を取っています。</p>
7	<p>これからは、ごみを減らす時代で、そう遠くない時期にプラごみを燃やさなくてよくなると思う。将来的に燃やさなければいけないごみが減っていくのだから、処理量についてもう一度考えてほしい。</p>	<p>今後、プラスチックの資源化が進んでいくものと考えていますが、資源化の見込みのみで施設規模を縮小してしまうと、資源化の進展状況によっては全てのごみを安全で安定的に処理することができなくなる可能性があります。</p> <p>このことから、施設規模については、ごみ量実績を注視しながら、今後も慎重に検討を続けていきます。</p>
8	<p>現世田谷清掃工場の焼却炉と灰溶融炉の違いは何か。</p>	<p>世田谷清掃工場では、焼却炉としてガス化溶融炉を備えており、可燃ごみを焼却する際に高温とすることで、スラグを生成しています。</p> <p>また、灰溶融炉として電気加熱式灰溶融炉を備えており、こちらは他工場から搬入した灰を加熱して溶かすことでスラグを生成する施設で、平成27年1月に休止しました。</p>
9	<p>建て替えることで何が良くなるのか。</p>	<p>高効率機器等の採用により、発電能力及び排ガス処理能力の向上が見込まれます。</p>
10	<p>温暖化防止に対する環境教育の場所として、学校の生徒の見学コースなどを計画してほしい。</p>	<p>従来から環境学習の場として見学者用設備を設置しています。新しい工場においてもご意見を参考に計画を進めていきます。</p>
11	<p>今後の計画での灰の資源化とはどういった内容か。</p>	<p>23区内に新たな最終処分場を確保することが極めて困難な中、これまで埋め立てていた焼却灰をセメント原料や、徐冷スラグの資源とすることで最終処分場の延命化を図っています。</p> <p>今後資源化量の拡大を図ることで令和16年度において16.2万トン/年の資源化を計画しています。</p>

#### (4) 建替計画について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	煙突の高さはどのくらいを想定しているのか	現在、新工場の整備方針、施設概要、工事行程などの建替計画の素案を検討しており、その中で煙突の高さについても調査検討を行っています。令和4年度に開催する建替計画素案説明会でご説明する予定です。
2	今よりも大きな清掃工場を建てるのか。	焼却能力は600t/日になります。建物の規模としましては、若干大きくなると想定していますが、現在、調査・計画を行っています。 令和4年度に開催する建替計画素案説明会にてご説明する予定です。
3	現在と建替後の廃熱回収について教えてほしい。	現在は、出力6,750kWの蒸気タービン発電機での発電、場内の空調用熱源及び世田谷美術館への熱供給として廃熱を利用しています。 建替後は、現在よりも効率の良い機器の導入や施設規模が大きくなることから、発電機の出力を大きくすることが可能となります。また、世田谷美術館への熱供給は引き続き行えるように検討を進めています。
4	図面や仕様は既にできているのか。	現在は、外観のイメージ等を検討している段階で、この案は令和4年度に開催する建替計画素案説明会でご説明する予定です。 また、実際の建物の形状等については、施工業者が決定し、詳細設計を行った上で令和11年度頃の建設工事説明会でのご説明となる予定です。
5	工場の建替期間中、焼却していたごみは、ほかの工場で燃してもらうことになると思うが、その場合、区ごとにごみの分別の仕方が違うと聞いている。焼却する側としては問題になるのか。問題になるとすれば何か対策があるのか。	当組合では、清掃工場で受け入れるごみの受入基準を設定しています。そのため、各区の分別ルールに従っていただければ、清掃工場への搬入で問題になることはありません。

#### (5) 環境影響評価について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	環境影響評価における、17項目の評価項目の選定に、基準はあるのか。	評価項目の選定については、過去の事例を参考に建替事業が環境に影響を及ぼす可能性を検討し、評価項目を決定します。

2	<p>環境影響評価の審議会はどのようなものか、また住民参加あるいは傍聴ができるのか。</p>	<p>東京都が設置する、「東京都環境影響評価審議会」となります。この審議会では、事業者の行っている環境影響評価の妥当性について、学識経験者により審議されます。</p> <p>傍聴の方法や議事録などは東京都のホームページで公開されます。</p>
3	<p>施設規模が2倍になることによる環境への影響はどのように想定しているか。</p>	<p>排ガス量の増加を想定しています。しかしながら、排ガス処理施設の能力を向上させること等で、引き続き環境負荷の低減に努めていきます。</p>
4	<p>現工場を建設した際に実施した、環境影響評価の項目について、操業中も継続して評価しているのか。</p>	<p>現工場建設の際に行った環境影響評価では、当時の項目について基準を満たしていることを確認した上で工場の操業を続けています。</p> <p>操業中については、定期的に煙突排ガス、排水等の環境測定を行い、結果を公開しています。</p>
5	<p>環境影響評価の結果はいつ示されるのか。</p>	<p>環境影響評価については、令和4年度から令和7年度までを計画しています。その中で、現況調査と併せ、建替工事や新しい工場がどれだけ環境に影響を与えるかの予測評価を行います。</p> <p>予測評価の内容については、令和6年度頃に評価書案説明会でご説明するとともに、令和7年度頃に東京都により評価書が公示・縦覧される予定です。</p>
6	<p>計画段階での予測は仮説の話なので、実際にモニタリングして予測とどれだけ違うのか調査しなければ意味がないのではないか。</p>	<p>建替工事を開始する前に予測・評価を行います。その後の建替工事期間及び工事完了後の操業時に事後調査を行い、予測・評価の妥当性を確認します。</p> <p>予測を超える影響があった場合は、環境保全のための必要な措置をとることとなります。</p>
7	<p>新設直後だけではなく定期的にモニタリングするべきだと思うが、調査していないのか。</p>	<p>排ガス、悪臭、排水、騒音・振動等は定期的に測定を行い、工場の運営協議会にて報告をしています。また、当組合のホームページでも公開しています。</p> <p>※運営協議会：地域住民代表や、工場所在区、清掃一組の三者を構成員として、清掃工場の操業について協議するために設置しています。工場の操業状況や環境調査結果などが報告されます。</p>

## (6) 環境対策について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	解体の際に想定される環境汚染に対し、どのような対策をしていく予定か。	解体箇所や解体方法については現在検討中ですが、これに合わせて環境対策をとっていきます。 詳細については、令和8年度頃の解体工事説明会でのご説明となる予定です。
2	国としてCO <sub>2</sub> 削減を進めているのに、清掃工場でごみを燃やしていて達成できるのか。	23区から発生する可燃ごみを衛生的かつ安定的に処理する上で、焼却処理が現状で最も確立した技術であると考えています。 このような中で、今後のCO <sub>2</sub> 回収技術の発展も視野に入れ、CO <sub>2</sub> 対策の検討を進めていきます。
3	ダイオキシン類の濃度について、わかりにくいので説明してほしい。	ダイオキシン類とは類似した性質を持つ約230物質の総称であり、その中で毒性を有するものが29物質あり、それぞれで毒性の強さが異なります。 そのため、ダイオキシン類の量や濃度は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い物質を基準とし、これに他のダイオキシン類の毒性を換算して加算した毒性の強さで評価します。 また、ダイオキシン類の測定結果について、当組合のホームページで公開しています。
4	令和元年度のダイオキシン類の濃度について、世田谷清掃工場が高い理由はなにか。	令和元年度の結果では、世田谷清掃工場が他の工場に比べて高い値となっていますが、測定時の変動の範囲内であると考えます。

## (7) 住民への広報について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	大気汚染に関する情報開示はどのようにしているのか。	当組合のホームページ及び清掃工場の排ガス状況表示盤にて行っています。
2	大気汚染に関する情報は毎日更新されているのか。	当組合のホームページでは、連続測定の結果から、月ごとの最大値及び最小値を示したものと、第三者機関による測定の結果を公開しています。 また、工場に設置している排ガス状況表示盤では、塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物の測定値を常時表示しています。
3	災害廃棄物を受け入れる場合、周辺住民に対してどのように説明が行われるのか。	他自治体の災害廃棄物を受入処理する場合は、過去事例同様に当組合のホームページにて情報を公開します。

4	工事期間中に設置する騒音や振動のセンサーは、定期的に場所を移動させてほしい。	工事受注者にこれまでの知見等を確認し、検討します。
5	顔を合わせての説明会の開催だけでなく、オンラインでのリモート開催を検討してほしい。	ご意見について、今後の参考にさせていただきます。
6	計画が具体的になったら資料を早く住民に知らせてほしい。	今後、整備方針、施設概要、工事行程などの建替計画の素案を検討し、まとめ次第、令和4年度に開催する建替計画素案説明会にてご説明する予定です。

## (8) その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解・回答
1	説明会等で出た住民の意見は、計画の中にどのように反映されていくのか。	いただいたご意見を参考にさせていただきます、今後の建替計画策定において検討を進めていきます。
2	最終処分場の残りが少なくなっている。 このことを踏まえて、最終処分場の延命化についてどのような計画となっているのか。	最終処分場を設置・管理している東京都によると残余年数は、50年程度とされています。 当組合からは主に焼却灰を最終処分場で処分しています。処分量をできるだけ少なくするため、焼却灰の資源化の取組を進めています。 また、不燃ごみ・粗大ごみの処理(可燃系処理残さの焼却、資源回収)にも取り組んでおり、令和16年度には埋立処分量を17.3万トン/年まで減少させる計画としています。